

一般社団法人高知県サッカー協会ホームページバナー広告掲載規定

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人高知県サッカー協会(以下「当協会」という。)がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告掲載の対象)

第2条 バナー広告を掲載することができる範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、当協会が適当と認めるもの

(バナー広告の掲載基準)

第3条 バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載をすることができる。

- (1) 当協会の公共性、中立性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 誇大広告、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として適当でないと当協会が認めるもの

(バナー広告掲載料等)

第4条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額30,000円(税抜)とする。

2 バナー広告の規格(1枠)は、縦60ピクセル×横200ピクセルで、JPEG形式又はPNG形式とする。

3 バナー広告掲載の位置は、当協会が指定した位置とする。

(バナー広告掲載の申し込み)

第5条 バナー広告掲載を希望する者(以下「希望者」という。)は、当協会ホームページバナー広告掲載申込書(別記様式1)を当協会に提出しなければならない。

(バナー広告の掲載期間)

第6条 バナー広告掲載期間は1年単位とする。ただし、当協会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(バナー広告掲載の取消し)

第7条 当協会は、次の各号に該当する場合は、バナー広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 当協会が指定する期日までに、掲載しようとするバナー広告データを提出しなかったとき。
- (2) 当協会が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) リンク先のウェブページの内容が申請内容と著しく違うとき。
- (4) その他当協会が広告掲載に支障があると認めたとき。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は当協会が別に定める。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。